

年末調整の納期限は**令和 5 年 1 月 20 日(金)**までです

会員のみなさまへ

新型コロナウイルスの影響を鑑みて、令和4年度年末調整も予約制で行います。ご協力をお願い致します。

**★ご予約を受付中です、ご連絡お待ちしております**

令和 4 年 7 月 1 日以降に支払う給与手当から徴収した所得税の納期限は、令和 5 年 1 月 20 日(金)までとなっております。**令和 5 年 1 月 23 日(月)以降の源泉所得税(年末調整)の指導は行えません**ので、上記期日までに指導をお受けください。なお、給与の支払があるが税額が発生しない場合であっても、納付書は税務署へ、給与支払報告書は(個人別明細書)は給与の支払を受けた方のお住まいの市町村の担当部署へ(横浜市にお住まいのかたは、横浜市特別徴収センターへ)提出しなければなりません。

持ち物

- 7 月～12 月の給与支払い明細書
- 納付書 (10 月下旬税務署より送付)
- 給与支払報告書 総括表  
(横浜市他市町村より送付)
- 給与受給者の国民健康保険・国民年金・生命保険・介護医療保険・地震保険・旧長期損害保険等の証明書など
- \* 新規雇用者の住所、生年月日、個人番号、扶養の有無などの確認や、前職がある場合前職の源泉徴収票も必要です

- 令和 4 年分 源泉徴収票 給与支払報告書
- 令和 4 年分 源泉徴収簿
- 令和 4 年分 給与所得者の保険料控除申告書
- 令和 4 年分 給与所得者の基礎控除申告書  
兼 給与所得者の配偶者控除申告書  
兼 所得金額調整控除申告書
- 令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

は、パソコンにて作成し、年末調整お手続き後お渡し致します。

